

◎労働保険年度更新のお知らせ

1. 労働保険年度更新手続きについて

平成27年度の労働保険年度更新の手続期間は、6月1日（月）から7月10日（金）までです。事業主のみなさまには、この期間中に労働保険料等の申告と納付の手続きを行っていただくようお願いいたします。労働保険料等の申告と納付の手続きは、最寄りの銀行・郵便局等の金融機関の窓口、労働基準監督署又は福岡労働局総務部労働保険徴収課で行うことができます。また、電子申請や郵送で申告を行うこともできます。

2. 口座振替について

労働保険料等の納付は、口座振替ができますが、本年度第1期分の受付は締め切っています。第2期分もしくは来年度（分割なし）より利用可能です。

3. 労災保険料率及び労務比率の改正について

平成27年度から、労災保険料率及び労務比率が変わります。詳しくは下記の厚生労働省のHPをご覧ください。

4. 年度更新業務の外部委託について

年度更新申告書の審査等を一部外部委託しており、民間の受託事業者から申告書の内容等について、問い合わせがある場合があります。

5. 「年度更新手続」等の問い合わせ先

「年度更新手続」や「口座振替手続」等に関する問い合わせは、次のとおりです。

- (1) 労働保険番号が「40.1.」で始まる申告書（緑色の封筒に在中）⇒「各労働基準監督署」又は「福岡労働局総務部労働保険徴収課／適用第1、第2係」（電話092-434-9833）
- (2) 労働保険番号が「40.3.」で始まる申告書（水色の封筒に在中）⇒「福岡労働局総務部労働保険徴収課／適用第3係」（電話092-434-9834）

6. 福岡労働局のホームページ

労働保険年度更新等に関する詳しい内容は、厚生労働省のHPをご覧ください。

厚生労働省のHP <http://www.mhlw.go.jp/>

◎福岡県快適な住まいづくり推進助成制度のお知らせ

福岡県では、県産木材を活用し、環境にやさしく耐久性にも優れた優良な木造住宅の普及促進を図るため、木造住宅を新築又は購入する方に対して、助成金を交付します。

■対象者：今後、福岡県内で一定の建設規準に適合する住宅を新築・購入する方。

■助成の内容

- ・床面積1㎡当たり2,587円（限度額47万円）
- ・県内で育成・加工した「県産木材」の使用料に応じた上乘せ（限度額12万6千円）
- ※最高限度額 59万6千円

■手続き：住宅着工前に添付書類を添えて、福岡県住宅計画課に認定申請書を提出してください。

■募集期間：平成27年4月1日より受付

※助成金交付対象者の認定は予算の範囲内で先着順とします。

※詳しくは、福岡県ホームページ又は下記にお問い合わせください。

福岡県建築都市部住宅計画課 民間住宅係

TEL：092-643-3731

福岡県ホームページ <http://www.pref.fukuoka.lg.jp>

◎自動車税は6月1日までに納めましょう

毎年5月初めに、4月1日現在で自動車税の納税通知書を送付しています。納付期限は6月1日です。最寄りの県税事務所又は金融機関で納めましょう。

コンビニエンスストアでは土曜、日曜、夜間でも納めることが出来ます。

納税通知書が届かない等のお問い合わせは、福岡県久留米県税事務所自動車税係まで。

電話0942-30-1078、1026

人の動き

東峰村（平成27年4月末現在）			あさくら地域（平成27年4月末現在）		
		前月比			前月比
人口	2,333	▲2	人口	87,702	10
男	1,068	0	男	41,485	6
女	1,265	▲2	女	46,217	4
世帯数	903	4	世帯数	32,418	75



保健師からのお知らせ

平成27年度 定期予防接種のご案内



平成27年度となり、一部の予防接種では定期予防接種の対象の生年月日が変わりました。対象となる方は忘れないうちに接種を受けられますよう、ご案内いたします。

予防接種名	対象となる方		接種料金
	二種混合 (破傷風・ジフテリア)	平成15年4月2日～平成16年4月1日生の方	
MR(麻しん・風しん) ワクチン2期	平成21年4月2日～平成22年4月1日生の方		無料
成人用肺炎球菌	<ul style="list-style-type: none"> 昭和25年4月2日～昭和26年4月1日生の方 昭和20年4月2日～昭和21年4月1日生の方 昭和15年4月2日～昭和16年4月1日生の方 昭和10年4月2日～昭和11年4月1日生の方 昭和5年4月2日～昭和6年4月1日生の方 大正14年4月2日～大正15年4月1日生の方 大正9年4月2日～大正10年4月1日生の方 大正4年4月2日～大正5年4月1日生の方 		3,000円
接種期間	平成27年4月～平成28年3月31日		
接種会場	福岡県内指定医療機関 詳細は、最寄りの医療機関へお問い合わせください。 ※成人用肺炎球菌ワクチンについては、 <u>日田市内医療機関の一部</u> において接種が可能です。詳細は、直接医療機関へお問い合わせ下さい。		
接種時に必要なもの	ご記入済みの予診票、母子健康手帳、保険証		

<日本脳炎ワクチンの接種について>

日本脳炎ワクチンは、他の予防接種に比べて接種の時期が遅く、忘れていることが多くありますので、ご注意ください。



予防接種名	対象となる方	
日本脳炎(通常分)	1期	生後6カ月～生後90カ月未満の方
	2期	9歳～13歳未満の方
日本脳炎(経過措置)	平成7年6月1日から平成19年4月1日までに生まれた方で、規定の回数を受けていない方は、 <u>20歳になるまでの間</u> (平成23年5月23日予防接種施行令改正に伴うもの)	

今回取り上げた以外の定期予防接種も随時接種を行っています。
お忘れないようご注意ください。ご相談もお気軽にどうぞ！

■予防接種に関するお問い合わせ先
東峰村役場小石原庁舎 保健福祉課
電話 74-2311



Photo Gallery

フォトギャラリー

～入所式・入学式～



小石原保育園



美星保育所



東峰小学校



東峰中学校